

## 【表紙】

|                     |  |
|---------------------|--|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書  |
| 【提出先】               | 関東財務局長   |
| 【提出日】               | 2024年5月20日   |
| 【会社名】               | 株式会社ニフコ  |
| 【英訳名】               | NIFCO INC.   |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 柴尾 雅春  |
| 【本店の所在の場所】          | 神奈川県横須賀市光の丘5番3号  |
| 【電話番号】              | 046(839)0225   |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役専務執行役員 最高財務責任者 矢内 俊樹  |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル20階   |
| 【電話番号】              | 03(5476)4853   |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役専務執行役員 最高財務責任者 矢内 俊樹  |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式   |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 308,960,000円<br>(注) 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額<br>(会社法上の払込金額の総額)であります。 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。  |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)   |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年5月20日に東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、コミットメント型自己株式取得(Fully Committed Share Repurchase)の手法を用いて自己株式を取得いたしました。これに伴い、2024年5月17日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」、「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 5 第三者割当後の大株主の状況」、「第三部 参照情報 第1 参照書類」及び「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」を訂正し、添付書類を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

第3 第三者割当の場合の特記事項

5 第三者割当後の大株主の状況

### 第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

・自己株券買付状況報告

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第一部【証券情報】

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

当社は、本有価証券届出書提出日(2024年5月17日)に「自己株式の取得および自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得およびコミットメント型自己株式取得(FCSR)による自己株式取得)」にて公表のとおり、本有価証券届出書提出日開催の取締役会において、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、当社普通株式を2024年5月17日の終値で2024年5月20日に買付の委託を行う旨を決議しております。

なお、当該自己株式の取得は、本自己株式処分のために実施するものではありません。

(訂正後)

当社は、本有価証券届出書提出日(2024年5月17日)に「自己株式の取得および自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得およびコミットメント型自己株式取得(FCSR)による自己株式取得)」にて公表のとおり、本有価証券届出書提出日開催の取締役会において、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、当社普通株式を2024年5月17日の終値で2024年5月20日に買付の委託を行う旨を決議しております。

なお、当該自己株式の取得は、本自己株式処分のために実施したものではありません。

当社は、上記決議に基づき、2024年5月20日に、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、コミットメント型自己株式取得(Fully Committed Share Repurchase)の手法を用いて、当社普通株式1,300,000株、取得価額の総額を4,999,800,000円とする自己株式取得を行いました。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

| 氏名又は名称   | 住所  | 割当前           |                                   | 割当後           |                                   |
|--|---|---------------|-----------------------------------|---------------|-----------------------------------|
|  |   | 所有株式数<br>(千株) | 総議決権数<br>に対する所有議決権数<br>の割合<br>(%) | 所有株式数<br>(千株) | 総議決権数<br>に対する所有議決権数<br>の割合<br>(%) |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株式会社（信託口）  | 東京都港区赤坂一丁目8番1号  | 17,881        | 17.95                             | 17,881        | 17.93                             |
| 公益財団法人小笠原敏晶記念財<br>団  | 東京都港区芝五丁目27番6号  | 10,343        | 10.38                             | 10,343        | 10.37                             |
| 株式会社日本カストディ銀行<br>（信託口）   | 東京都中央区晴海一丁目8番12<br>号  | 7,140         | 7.17                              | 7,140         | 7.16                              |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG<br>（常任代理人 ゴールドマン・<br>サックス証券株式会社）                                      | 200 WEST STREET NEW YORK,<br>NY, USA<br>（東京都港区六本木六丁目10番<br>1号）  | 6,093         | 6.12                              | 6,093         | 6.11                              |
| 日本生命保険相互会社   | 東京都千代田区丸の内一丁目6<br>番6号   | 2,915         | 2.93                              | 2,915         | 2.92                              |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT<br>（常任代理人 香港上海銀行東<br>京支店カストディ業務部）                                 | ONE CONGRESS STREET, SUITE<br>1, BOSTON, MASSACHUSETTS<br>（東京都中央区日本橋三丁目11<br>番1号）                     | 2,795         | 2.81                              | 2,795         | 2.8                               |
| 第一生命保険株式会社   | 東京都千代田区有楽町一丁目13<br>番1号  | 2,065         | 2.07                              | 2,065         | 2.07                              |
| TAIYO FUND, L.P.<br>（常任代理人 株式会社三菱U<br>F J銀行）   | 5300 CARILLON POINT<br>KIRKLAND, WA 98033, USA<br>（東京都千代田区丸の内二丁目<br>7番1号）                             | 1,837         | 1.84                              | 1,837         | 1.84                              |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON<br>(INTERNATIONAL) LIMITED<br>131800<br>（常任代理人 株式会社みずほ<br>銀行決済営業部） | 2-4, RUE EUGENE RUPPERT, L-<br>2453 LUXEMBOURG, GRAND DUCHY<br>OF LUXEMBOURG<br>（東京都港区港南二丁目15番1<br>号） | 1,685         | 1.69                              | 1,685         | 1.69                              |
| GOVERNMENT OF NORWAY<br>（常任代理人 シティバンク、<br>エヌ・エイ東京支店）   | BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1<br>OSLO NO<br>（東京都新宿区新宿六丁目27番<br>30号）                                      | 1,660         | 1.67                              | 1,660         | 1.67                              |
| 計  |   | 54,419        | 54.62                             | 54,419        | 54.58                             |

(注) 1 2024年3月31日現在の株主名簿を基準としております。

2 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び割当後の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

3 上記のほか当社保有の自己株式603,468株（2024年3月31日現在）があり、割当後は523,468株となります。ただし、2024年4月1日以降の単元未満株式の買取・買増分及び2024年4月1日以降本有価証券届出書提出日までの間に取得した自己株式は含んでおりません。

4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2024年3月31日現在の総議決権数（996,305個）に本自己株式処分により増加する議決権数（800個）を加えた数（997,105個）で除した数値です。

(訂正後)

| 氏名又は名称   | 住所  | 割当前           |                                   | 割当後           |                                   |
|--|---|---------------|-----------------------------------|---------------|-----------------------------------|
|  |   | 所有株式数<br>(千株) | 総議決権数<br>に対する所有議決権数<br>の割合<br>(%) | 所有株式数<br>(千株) | 総議決権数<br>に対する所有議決権数<br>の割合<br>(%) |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株式会社(信託口)  | 東京都港区赤坂一丁目8番1号  | 17,881        | 17.95                             | 17,881        | 17.93                             |
| 公益財団法人小笠原敏晶記念財団  | 東京都港区芝五丁目27番6号  | 10,343        | 10.38                             | 10,343        | 10.37                             |
| 株式会社日本カストディ銀行<br>(信託口)   | 東京都中央区晴海一丁目8番12号  | 7,140         | 7.17                              | 7,140         | 7.16                              |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG<br>(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)  | 200 WEST STREET NEW YORK,<br>NY, USA<br>(東京都港区六本木六丁目10番<br>1号)  | 6,093         | 6.12                              | 6,093         | 6.11                              |
| 日本生命保険相互会社   | 東京都千代田区丸の内一丁目6<br>番6号   | 2,915         | 2.93                              | 2,915         | 2.92                              |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT<br>(常任代理人 香港上海銀行東京<br>支店カストディ業務部)                                 | ONE CONGRESS STREET, SUITE<br>1, BOSTON, MASSACHUSETTS<br>(東京都中央区日本橋三丁目11<br>番1号)                     | 2,795         | 2.81                              | 2,795         | 2.8                               |
| 第一生命保険株式会社   | 東京都千代田区有楽町一丁目13<br>番1号  | 2,065         | 2.07                              | 2,065         | 2.07                              |
| TAIYO FUND, L.P.<br>(常任代理人 株式会社三菱UFJ<br>銀行)  | 5300 CARIILLON POINT<br>KIRKLAND, WA 98033, USA<br>(東京都千代田区丸の内二丁目<br>7番1号)                            | 1,837         | 1.84                              | 1,837         | 1.84                              |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON<br>(INTERNATIONAL) LIMITED<br>131800<br>(常任代理人 株式会社みずほ<br>銀行決済営業部) | 2-4, RUE EUGENE RUPPERT, L-<br>2453 LUXEMBOURG, GRAND DUCHY<br>OF LUXEMBOURG<br>(東京都港区港南二丁目15番1<br>号) | 1,685         | 1.69                              | 1,685         | 1.69                              |
| GOVERNMENT OF NORWAY<br>(常任代理人 シティバンク、<br>エヌ・エイ東京支店)   | BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1<br>OSLO NO<br>(東京都新宿区新宿六丁目27番<br>30号)                                      | 1,660         | 1.67                              | 1,660         | 1.67                              |
| 計  |   | 54,419        | 54.62                             | 54,419        | 54.58                             |

(注) 1 2024年3月31日現在の株主名簿を基準としております。

2 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び割当後の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

3 上記のほか当社保有の自己株式603,468株(2024年3月31日現在)があり、割当後は523,468株となります。ただし、2024年4月1日以降の単元未満株式の買取・買増分及び2024年4月1日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月20日)までの間に取得した自己株式は含んでおりません。

4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2024年3月31日現在の総議決権数(996,305個)に本自己株式処分により増加する議決権数(800個)を加えた数(997,105個)で除した数値です。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

（訂正前）

< 前略 >

#### 3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年5月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年6月30日関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年5月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を2023年10月17日関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年5月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を2024年4月16日関東財務局長に提出

（訂正後）

< 前略 >

#### 3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年5月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年6月30日関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年5月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を2023年10月17日関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年5月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を2024年4月16日関東財務局長に提出

（訂正前）

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第71期事業年度）及び四半期報告書（第72期四半期報告書）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年5月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2024年5月17日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第71期事業年度）及び四半期報告書（第72期四半期報告書）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年5月20日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年5月20日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。